

不法投棄監視サポーター通信（号外）

いわき市では、後を絶たない廃棄物の不法投棄をなくすため、
 ・警察OBによる産業廃棄物適正処理監視指導員の設置
 ・市内63名の不法投棄監視員の設置
 等により、日頃から監視体制の強化に取り組んでいるところです。

その一環として『不法投棄監視サポーター制度』を創設し、
 不法投棄に対する市民の皆様ボランティアによる監視活動を支援し、
 不法投棄の早期発見と未然防止に努めています。

本通信は、不法投棄監視サポーターにご登録いただいた皆様の
 活動の一助として、本市の不法投棄の現状や、様々な取り組みなどを
 情報発信するものです。

平成27年10月15日発行

いわき市
 生活環境部
 廃棄物対策課



不法投棄監視サポーター登録者数：587名（平成27年10月15日現在）

◆不法投棄とは、

【何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条に、このように規定されています。

廃棄物を捨てるにあたり、定められたルールを守らずに投棄することを『不法投棄』といいます。

事業活動に伴って排出される『産業廃棄物』はもちろんのこと、
 日々の生活から出る『一般廃棄物』であっても、
廃棄物をみだりに捨てることは、法律により禁止されています。

【不法投棄に対する厳しい罰則】

この法律に違反して廃棄物を捨てた場合、
5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処せられ、又は併科されます。
 廃棄物の不法投棄に関わった法人は、**3億円以下の罰金**に処せられます。

【土地所有者・管理者の皆様へ】

不法投棄は、人家が少ない山林や河川敷など、人目につきにくい場所で行われています。
 このような場所には、周囲に柵やフェンス等を設置し、遊休農地等は草刈りを定期的を実施して、不法投棄を防止しましょう。

不法投棄された廃棄物の処理については、投棄者が判明しない場合は、その土地の所有者・管理者へお願いすることになりますので、土地の管理には十分注意してください。

地区別サポーター数

地区	登録者数(人)
平	258
小名浜	45
勿来	95
常磐	33
内郷	13
四倉	8
遠野	68
小川	16
好間	6
三和	37
田人	3
川前	1
久之浜	4
合計	587

年代別登録者数

年代	登録者数(人)
～19歳	31
20歳～29歳	11
30歳～39歳	49
40歳～49歳	55
50歳～59歳	107
60歳～69歳	207
70歳～79歳	106
80歳～89歳	21
90歳～	0
合計	587

◆平成26年度の不法投棄通報件数をご紹介します。

(単位：件)

年度	不法投棄監視員	一般市民等	関係団体、区長等	合計
平成25年度	334	185	76	595
平成26年度	219	187	82	488
前年比	▲115	2	6	▲107

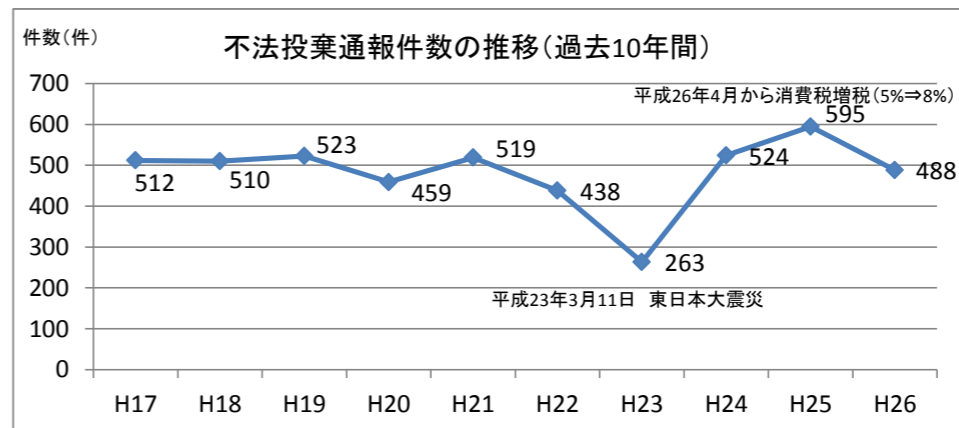
【通報件数とその傾向】

- ◆ 平成26年度の不法投棄通報件数は、平成25年度より107件少ない488件となり、東日本大震災後、初めて減少しました。
- ◆ 不法投棄物の内容としては、市のごみ集積所に排出されれば収集可能な「缶、ペットボトル」を初めとした家庭ごみや、引っ越しで発生したと思われる家電製品などが多く見られました。

【通報件数の減少理由】

通報件数の減少要因は、上記の傾向から、次のことが考えられます。

- ◆ 平成26年4月からの消費税増税（5%⇒8%）に伴い、平成25年度は、家財道具等の買い替え、新居購入等の駆け込み需要により廃棄物が多く発生し不法投棄（通報）件数の増加につながったが、平成26年度はその反動による買い控え傾向となり、不用物の発生が抑制されたこと。
- ◆ 東日本大震災による災害ごみの処理等が、終息に向かっていること。
- ◆ 東日本大震災以降低下していた市民・事業者のごみの排出方法の理解が、深まってきたこと。
- ◆ 不法投棄監視サポーター制度が浸透してきており、その活動による抑止力の向上と周辺住民の不法投棄に対する意識の高揚が図られていること。



(裏面もご覧ください。)

◆取り組み事例をご紹介します。

【平31区（下平窪）の取り組み事例】

平成25年7月に区長さんを先頭にした区役員19名の皆様が、不法投棄監視サポーター制度に「平31区（下平窪）」として団体登録され、その後、老人会、民生委員、消防団、婦人会、山林愛護会の皆様にもご登録いただき、現在は**総勢101名**の登録者数になっている団体です。

区として、不法投棄は「しない・させない・ゆるさない」、家庭のゴミ出しは「ゴミカレンダーによるマナーを守る」を合言葉に、下平窪の自然と生活環境を守るという意思統一のもと、不法投棄防止・監視活動として次のような取り組みが行われています。

【取り組み内容】

◆ 啓発活動（回覧配布）

区独自で不法投棄防止の啓発回覧チラシの作成・配布
(平成25年8月から平成27年6月まで17回発行)

◆ 登録者全員での不法投棄実態調査・監視パトロール

市民総ぐるみ運動に合わせて年2回、春と秋に実施
(平成25年10月の第1回目は、参加者が14名でしたが、平成26年6月の第2回目は34名、平成26年11月の第3回目は54名と、回を重ねるごとに参加者が増え、住民の意識が高くなっています。)

◆ 日常的な活動

買い物や散歩等の日常生活を通しての監視活動

▽▽▽区長さんのコメント▽▽▽

私たち平31区がサポーター活動を始めてから、悪質な不法投棄は減少傾向にありますが、ポイ捨てごみなどは、後を絶たないのが現状です。

現在、平31区では、不法投棄廃棄物を発見した区民が、不法投棄監視員や区の役員に通報し、可能な限り区民の手によって処理するという体制が広がりつつあり、その結果、家庭ゴミの分別ルールのマナーや、不法投棄に対する区民の意識の向上にも繋がっています。

今後も監視サポーターと区民5,000名が一丸となって、監視の目の強化を図り、住みよい住環境を守っていききたいと思います。

平31区 区長 吉野 喜昭



▲ 平31区が実施した不法投棄実態調査・パトロールの出発式の様子

【問い合わせ先 いわき市生活環境部 廃棄物対策課 TEL0246-22-7439 FAX0246-22-7605】

【サポーターが中心になり行われた清掃活動の事例】



不法投棄監視サポーターに登録している地元消防団員とその家族など約15名が、錦町須賀の松林内において、平成26年9月に、さわやかな秋の日差しの中、ゴミ拾いに汗を流してくださいました。

当地区は、震災による津波被害で、住民が集団移転せざるを得なくなった地区ですが、普段のサポーター活動の中、日に日に増えていく不法投棄物を見るに見兼ねて清掃活動して下さったものです。

清掃活動以降、サポーターに登録した地域住民による監視パトロールが日々行われており、同地区の不法投棄は激減しています。

【写真】

上:清掃活動状況

(パパのサポーターベストを着て、ボクもゴミ拾いをお手伝い)

下:地元住民によるサポーター活動状況

清掃や草刈り等による清潔の保持、そして監視の目の強化が、不法投棄の減少につながりました!!!

◆最後に



左の写真は、不法投棄の行為者が判明し、撤去させたケースです。ゴミの中身は、分別して市のゴミ回収に出せば処分可能なものがほとんどでした。

市民のほとんどの皆様は、ルールを守りきちんとゴミ処理しています。

しかし、ごく一部の心無い人たちにより、私たちの生活環境が汚されています。

皆様は、そのごく一部の人にならないよう、ゴミ処理のルールを守り、「きれいないわき」を将来に引き継いでいきましょう!

ポイ捨てはあなたのモラル 捨てること

(平成26年度いわき子ども環境賞コンクール最優秀賞作品)



今後こんなことを取り上げてもらいたいなど、ご意見・ご感想をお寄せいただければ幸いです。

不法投棄監視サポーター募集中です。